

三重県公共工事共通仕様書
平成29年11月 一部改正

- ◆建設工事施工管理基準(案) P 1 ~ P 14
- ◆写真管理基準(案) P 15 ~ P 37

三重県

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

現 行	一 部 改 正	改正理由
<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>〔1～6 略〕</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 適用除外</p> <p>工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>〔1～6 略〕</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 適用除外</p> <p>工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。</p>	<p>準拠する要領の 制定等に対応</p>

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正										
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	1	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高V ±90 ±90 +40 +50 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。				ICT舗装に対応
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	2	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 ±90 ±90 +40 +50 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				ICT舗装に対応
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	3	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 ±90 ±90 +40 +50 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				ICT舗装に対応

※共通仕様書では、「面管理の場合」をまとめて掲載。

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正												
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由		
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	4	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	5	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正										
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	6	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -17 -20 -2 -3 平 坦 性 — —	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	1	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ ±90 ±90 +40 +50 厚さあるいは標高較差 ±90 ±90 +40 +50 -15 -15 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	2	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行														一 部 改 正													
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由							
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	3	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		ICT舗装に対応				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	4	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		ICT舗装に対応				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	5	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		ICT舗装に対応				

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正										
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	6	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -17 -20 -2 -3 平坦性 — —	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	1	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ ±90 ±90 +40 -15 +50 -15 厚さあるいは標高較差 ±90 ±90 +40 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	2	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -54 -63 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正													
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改正理由			
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	3	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		ICT舗装に対応
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	4	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		ICT舗装に対応
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	5	(新規)				1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		ICT舗装に対応

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

出来形管理基準

現 行														一 部 改 正																												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由														
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																		
1	3	7	9	6	(新規)								1	3	7	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17 -20 -2 -3	3σ ² ・D ₇₅ ・P ₇₅ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。																			ICT舗装に対応

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行													一 部 改 正												
編 号	章 節	条 款	枝 番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 号	章 節	条 款	枝 番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由	
						個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X̄)										個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X̄)					
						中規模以上	小規模以下	中規模以上										中規模以上	小規模以下	中規模以上					
1	3	7	10	1	(新規)						1	3	7	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高マ	t<15cm t≥15cm	+90 ±90	+50 -10				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	ICT舗装に対応
1	3	7	10	2	(新規)						1	3	7	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20 -3					1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	ICT舗装に対応	



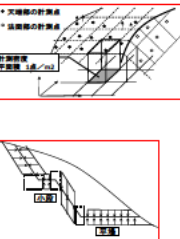
三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正											
編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 正 理 由	
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
1 共通欄	3 一般施工	7 一般舗装工	11	1	(新規)				1 共通欄	3 一般施工	7 一般舗装工	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -36 -45 -5 -7				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事欄）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応
1 共通欄	3 一般施工	7 一般舗装工	11	2	(新規)				1 共通欄	3 一般施工	7 一般舗装工	11	2	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -20 -25 -3 -4				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事欄）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応
1 共通欄	3 一般施工	7 一般舗装工	11	3	(新規)				1 共通欄	3 一般施工	7 一般舗装工	11	3	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 -17 -20 -2 -3 平坦性 — 3m7.0745m-9-(σ)2.4mm以下 道路式(足付き)				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事欄）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	ICT舗装に対応

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正										改正理由		
編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
1	4	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理基準（土工編）」（平成24年3月29日付け国交省第347号、国交令第85号）の規定による場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。			1	4	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理基準（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理基準（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。			準拠する量額の制定等に対応
						法長a	δ<5m δ≥5m										-200 法長-4%	δ<5m δ≥5m				
1	4	3	2	2	(新規)						2	4	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理基準（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理基準（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理基準（土工編）」、「TSを用いた出来形管理基準（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理基準（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理基準（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			準拠する量額の制定等に対応
						平面	標高較差	±50	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。												
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160	3. 計測は平面図と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。												
										4. 法面、法面から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。												
																	5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。					

※共通仕様書では、「面管理の場合」をまとめて掲載。



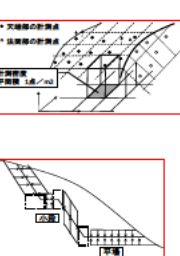
三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行									一 部 改 正									改正理由				
単位：mm									単位：mm													
編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	改正理由
1	4	3	3	1	土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理基準（土工）」（平成24年3月29日付け国交技発347号、国交公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。			1	4	3	3	1	土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理基準（土工）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理基準（土工）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。			
			法長 ϕ	$\phi < 5m$ -100 $\phi \geq 5m$ 法長-2%								法長 ϕ	$\phi < 5m$ -100 $\phi \geq 5m$ 法長-2%									
			幅 w_1, w_2	-100								幅 w_1, w_2	-100									
				2	(新設)								2	土工 (面管理の場合)		平均値 個々の 計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理基準（土工）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理基準（土工）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理基準（土工）」、「TSを用いた出来形管理基準（土工）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理基準（土工）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理基準（土工）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法層、法面から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の軒値から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		準拠する量値の制定等に対応		

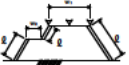

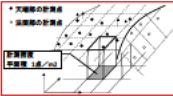
三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正										改正理由	
編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所
1	4	4	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSSを用いた出来形管理要領（土工職）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書に測定箇所、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1	4	4	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSSを用いた出来形管理要領（土工職）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工職）」の規定により測定による管理を行う場合は、設計図書に測定箇所、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長 ϕ	$\phi < 5m$ -200 $\phi \geq 5m$ 法長-4%										$\phi < 5m$ -200 $\phi \geq 5m$ 法長-4%				
幅	w	-100	-100																		
				2	(新設)										2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工職）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工職）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工職）」、「TSSを用いた出来形管理要領（土工職）」、「TSS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工職）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工職）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積あたり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理基準

現 行										一 部 改 正										改正理由			
編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	部	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
1	4	4	3	4	1	路面横土工 路面縦土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官授第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書に測定箇所、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1	4	4	3	4	1	路面横土工 路面縦土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測定箇所、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
							法長 l	$l < 5m$ -100 $l \geq 5m$ 法長-2%											法長 l	$l < 5m$ -100 $l \geq 5m$ 法長-2%			
					2	(新規)										2	路面横土工 路面縦土工 (面管理の場合)	平均値 個々の 計測値					
																		天端	標高較差	±50	±150		1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（プリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
																		法面 (小段 含む)	標高較差	±80	±190		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

現 行	一 部 改 正	改正理由
<p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>[1～3 略]</p> <p>(情報化施工) 4. 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>	<p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>[1～3 略]</p> <p>(情報化施工) 4. 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p>

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由	
区分	写真管理項目			摘要	区分	写真管理項目			摘要		
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			
施工状況	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	準拠する要領の制定等に対応
							ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕		ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）		
							ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕		ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

品質管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由		
番号	工種	写 真 管 理 項 目			概要	番号	工種	写 真 管 理 項 目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度				撮影項目	撮影頻度 [時期]			提出頻度
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中]	不要	11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	標準する要領の制定等に対応		
		ブルーフローリング						ブルーフローリング			路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験						平板載荷試験				
		現場CBR試験						現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]					含水比試験			降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]				たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]				
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要			
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]					各層毎100mに1回又は1 施工箇所に1回 [施工前後]			材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]					ブルーフローリング			工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]					平板載荷試験			材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験						現場CBR試験				
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]					たわみ量			ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要			

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

品質管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由		
番号	工種	写 真 管 理 項 目			概要	番号	工種	写 真 管 理 項 目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度				撮影項目	撮影頻度 [時期]			提出頻度
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		準拠する要領の制定等に対応
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]					土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]					コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]			
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
20	道路土工 (道路、農道、林道等) (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		20	道路土工 (道路、農道、林道等) (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		ブルーフーリング	工種毎に1回 [試験実施中]					ブルーフーリング	工種毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]					平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]			
		現場CBR試験						現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]					含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]					コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]			
		たわみ量	ブルーフーリングの不良個所について実施 [試験実施中]					たわみ量	ブルーフーリングの不良個所について実施 [試験実施中]			

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由								
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	7	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	7	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
				アスファルト舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						アスファルト舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由								
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石 灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石 灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要			
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」、「レーザーキャ ナを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕												
				アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕							整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」、「レーザーキャ ナを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					
				アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚						アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」、「レーザーキャ ナを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕													

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由								
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
				半たわみ性舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						半たわみ性舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由				
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	8	半たわみ性舗装工 （上層路盤工（セメント（石 灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	8	半たわみ性舗装工 （上層路盤工（セメント（石 灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
				半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理 工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚					半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理 工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由													
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要					
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度						
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	9	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	9	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚							
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
				排水性舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚							1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工		9	排水性舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕														整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕														厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕														幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由				
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	9	排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石 灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	9	排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石 灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
				排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚					排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由				
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	10	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	10	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕												
			11	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						11	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅			各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」、「レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕													

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由																				
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要												
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度													
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚														
					転圧状況									転圧状況																
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕															
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕															
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕																								
			12	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12		コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						
					転圧状況														転圧状況											
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕													整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕										
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕													厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕										
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕																								
			12	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安 定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚											1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安 定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					転圧状況																		転圧状況							
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	整正状況			各層毎400mに1回 〔整正後〕																									
厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要	厚さ			1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要																									
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕																											

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由											
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要							
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								
1 共 通	3 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	12	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		1 共 通	3 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	12	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚									
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕										
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕										
														ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕											
			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層 路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層 路盤工))						敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層 路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕											
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕											
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕											
			ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕																						

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由								
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要				
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度					
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						
					転圧状況									転圧状況								
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕							
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕							
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕																
				コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚						1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					転圧状況														転圧状況			
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕													整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	厚さ			1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要																	
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕																			

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由				
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アス ファルト中間層))	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アス ファルト中間層))	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	ただし、「TSを用いた出来 形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕														
													コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装 工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚		施工実績 が多い連 続鉄筋コ ンクリー ト(スリ ップ フォーム 工法)に 対応
													鉄筋寸法、位 置	80mに1回 〔据付後〕				
													横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所 に1回 〔据付後〕				
													縦そり突合せ 目地部・縦そり タミー目地部 タイバー寸法、位 置	80mに1回 〔据付後〕				
													平坦性	1工事に1回 〔実施中〕				
													厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場 合は打設前後〕				
													目地段差	1工事に1回				

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由												
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要								
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度									
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	13	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	13	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚										
					転圧状況									転圧状況												
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕											
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕											
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕																				
			薄層カラー舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	薄層カラー舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	13	薄層カラー舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況									転圧状況													
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕												
厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	厚さ		各層毎200mに1回 〔整正後〕																						
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕																							

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由								
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	13	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	13	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要			
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕												
			薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)					敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚				
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕							整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					
			薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	薄層カラー舗装工 (基層工)					整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	厚さ		1,000㎡に1回 〔整正後〕														
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	幅		各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕														

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行							一 部 改 正							改正理由									
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	工 種		写真管理項目			摘 要					
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度						
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	14	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	14	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚							
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								
				ブロック舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚							1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工		14	ブロック舗装工 (上層路盤工（粒度調整路 盤工）)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕														整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕														厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕														幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						改正理由						
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節		条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	14	ブロック舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般 施工	7 一般 舗装 工	14	ブロック舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写 真不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕			
			14	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚					14	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
15	路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	15	路面切削工	幅 厚さ（基準高）	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚									
								ただし、「TSを用いた出来 形管理要領（舗装工事 編）」による場合は1工事に 1回 〔施工後〕										

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						改正理由						
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節		条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工等	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚		1 共通 編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工等	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚		準拠する 要領の制 定等に対 応
					法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕			
					「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による1工事に1回 〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影							「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影		
														「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。				

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						改正理由							
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節		条	工 種	写真管理項目			摘 要	
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 共通	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚		1 共通 編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚			
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕								締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕				
					法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事に1回 〔施工後〕							・出来映えの 撮影 ・TSの設置状 況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況がわかるよ うに撮影	法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの 撮影 ・TS等の設置 状況と出来形 計測対象点上 のプリズムの設 置状況（プリズ ムが必要な場 合のみ）がわ かるように撮影

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行						一 部 改 正						改正理由						
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節		条	工 種	写真管理項目			摘 要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	4 土工	4 道路土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	・ 出来映えの 撮影 ・ TSの設置状 況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況がわかるよ うに撮影	1 共通 編	4 土工	4 道路土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	・ 出来映えの 撮影 ・ TS等の設置 状況と出来形 計測対象点上 のプリズムの設 置状況（プリズ ムが必要な場 合のみ）がわ かるように撮影	
					法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕			
						「TTSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事に1回 〔掘削後〕								「TTSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TTS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

三重県公共工事共通仕様書（平成29年11月一部改正） 新旧対照表 【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現 行					一 部 改 正					改正理由										
編	章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要	編		章	節	条	工 種	写真管理項目			摘 要		
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 共通	4 土工	4 道路 土工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	・ 出来映えの 撮影 ・ TSの設置状 況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況がわかるよ うに撮影	1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	・ 出来映えの 撮影 ・ TS等の設置 状況と出来形 計測対象点上 のプリズムの設 置状況（プリズ ムが必要な場 合のみ）がわ かるように撮影	準拠する 要領の制 定等に対 応		
						「TSを用いた盛 土の締固め管理要領」にお ける「締固め層厚分布図」 を提出する場合は写真不要									「TSを用いた出来形管理要 領（土工編）」による 1工事に1回 〔施工後〕				「TSを用いた出来形管理要 領（土工編）」、「TS（ノ ンプリズム方式）を用いた出 来形管理要領（土工 編）」、「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要領（土 工編）」、「レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領（土工編）」、「無人 航空機搭載型レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領（土工編）」による場 合は1工事に1回 〔掘削後〕	
						締固め状況									転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕				法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	締固め状況